

令和5年7月28日
消費者庁表示対策課

令和4年度における家庭用品品質表示法の運用状況等

消費者庁は、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下「家表法」という。）の規定に基づいて、不適正な表示を行った者に対する指示（家表法第4条第1項に基づくもの。以下同じ。）及び指導を行うとともに、同法に関する相談への対応、講師派遣等を通じた普及・啓発に関する活動を行う等、家庭用品の品質に関する表示の適正化に努めている。

令和4年度における家表法の運用状況等は、以下のとおりである。

1. 違反事案に対する指導等の状況

令和4年度において、家表法の違反被疑事案として消費者庁が取り扱った件数（延べ事業者数）は、134件（うち前年度からの繰越13件）であった。内訳は、家表法第24条の規定に基づき権限を委任された地方自治体が実施した立入検査（結果のうち、違反する事実があるものとして消費者庁に移送されたもの）が56件、事業者からの自主申告が37件、消費者等からの情報提供（家表法第10条第1項に基づく申出を含む。）が28件であった（表1参照）。

製品件数としては、地方自治体による立入検査が115件、自主申告が310件、消費者庁からの指導を受け社内点検を実施した結果、追加で自主申告された案件が109件、情報提供が97件であった。

表1 家表法違反被疑事案の取扱件数の内訳 （単位：事業者数）

前年度からの繰越	13
地方自治体による立入検査	56
自主申告	37
消費者等からの情報提供	28
取扱件数合計	134

134件のうち、家表法第3条第1項に規定する表示事項を表示していない、又は表示に関する遵守事項を遵守していないものとして、令和4年度において75事業者に対し、指示又は指導をした（表2参照）。

表2 家表法違反事案の年度別の状況 (単位:事業者数)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指示	1	1	2	3	4
指導	89	91	48	91	71
違反無し	2	4	5	16	12
対象外	8	13	4	9	7
打切り	17	7	13	20	8
翌年度に繰越	23	11	23	13	32
取扱件数合計	140	127	95	152	134

※令和3年度の公表からは、延べ事業者数で記載している。

令和4年度において指示又は指導をした75件について、製品の数でみると600件であった。600件を品目別でみると、繊維製品が345件（うち、シャツ65件、ズボン49件、セーター44件）、合成樹脂加工品が63件（うち、まな板24件、皿等15件）、電気機械器具が5件、雑貨工業品が187件（うち、革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した手袋（以下「革製等の手袋」という。）74件、哺乳用具38件、合成洗剤33件）であった（表3参照）。

表3 製品別指示・指導事案件数 (単位:製品数)

繊維製品	合成樹脂加工品	電気機械器具	雑貨工業品
345	63	5	187

違反事案の具体的な内容は、以下のとおりである。

違反事例（共通）
家表法で規定する品名について、商品名と品名を区別せずに、指定用語以外の文言を用いて品名を表示していた。

- (1) 繊維製品については、品質表示（繊維の組成（以下「組成表示」という。）、家庭洗濯等取扱方法（以下「洗濯表示」という。））の欠落や組成表示（指定用語及び混用率）に誤記等が認められた。

繊維製品における違反事例

- ① タンブル乾燥を避けなければいけない繊維製品（ズボン）であるにもかかわらず、タンブル乾燥禁止の洗濯表示が付されていなかった。
- ② 輸入製品において、製造国の言語等で記載された品質表示だけが付されており、家表法で規定する組成表示及び洗濯表示等が欠落していた。
- ③ 販売店が店頭で製品販売するに際して、家表法で定める表示ラベルの上に自社のプライスシールを貼付したことにより、消費者が当該表示を視認できない状態で販売されていた。

- (2) 合成樹脂加工品については、表示事項（原料、耐冷温度、寸法及び取扱い上の注意）の欠落や誤記等が認められた。

合成樹脂加工品における違反事例

- ① 寸法表示についてmm単位で表示すべきものをcmで表示していた。
- ② 寸法表示において、単に数値のみを列記するにとどまり、縦、横及び厚みのいずれかを指示すかについて表示をしていなかった。
- ③ 数値を表示するに際し、家表法で認められていない「約」を付して数値を表示していた。

- (3) 電気機械器具については、表示事項の欠落等が認められた。

電気機械器具における違反事例

- ① 電気ジューサーミキサー、電気ジューサー及び電気ミキサー（以下「電気ミキサー類」という。）について、用途の種類及び定格容量の表示が欠落していた。
- ② ジャー炊飯器について、蒸発水量、年間消費電力量、一回当たりの炊飯時消費電力量、一時間当たりの保温時電力量の数値の表記に誤りがあった。

- (4) 雑貨工業品については、製品として、哺乳用具、革製等の手袋、魔法瓶、椅子類、洗浄剤、合成洗剤、クレンザーにおける表示事項の欠落や誤記等が認められた。

雑貨工業品における違反事例
① 哺乳用具のうち、乳首の吸い穴形状について、規定されている指定用語を使用していなかった。
② 合成洗剤に含まれる界面活性剤等の成分表示のうち、界面活性剤の種類、名称を表す指定用語の誤記や総含有率が欠落していた。
③ 特別注意事項である「まぜるな危険」表示について、「商品名と同一の面の目立つ箇所に記載する」等の規定に定められた表示場所、表示方法などが遵守されないまま表示されていた。

2. 地方自治体による立入検査の実施状況

家表法においては、立入検査等の一部の事務を地方自治体（都道府県及び市。以下同じ。）に委任している。令和4年度において、地方自治体による立入検査の実施件数（店舗数）は2,884件であった（表4参照）。

表4 令和4年度 地方自治体における立入検査状況 （単位：件数）

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
83	32	66	21	94	7	39
茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
184	86	64	58	214	97	63
新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県
46	33	32	135	51	79	50
静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県
143	187	48	41	19	42	78
奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
16	18	1	17	23	23	67
徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県
105	18	71	167	25	24	73
熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	地方自治体合計	
7	62	11	46	18	2,884	

※市が実施した立入検査の件数は都道府県の数値に含めている。

なお、立入検査の結果、違反の被疑が生じたものとして、消費者庁に移送されたものは56件であった（前記1. 参照）。

3. 家表法に関する相談状況

令和4年度における相談件数は、4,519件であった。

このうち、家表法の対象製品に関する相談が3,046件、対象外製品に関する相談が1,430件、その他家表法の全般的な相談は43件であった。

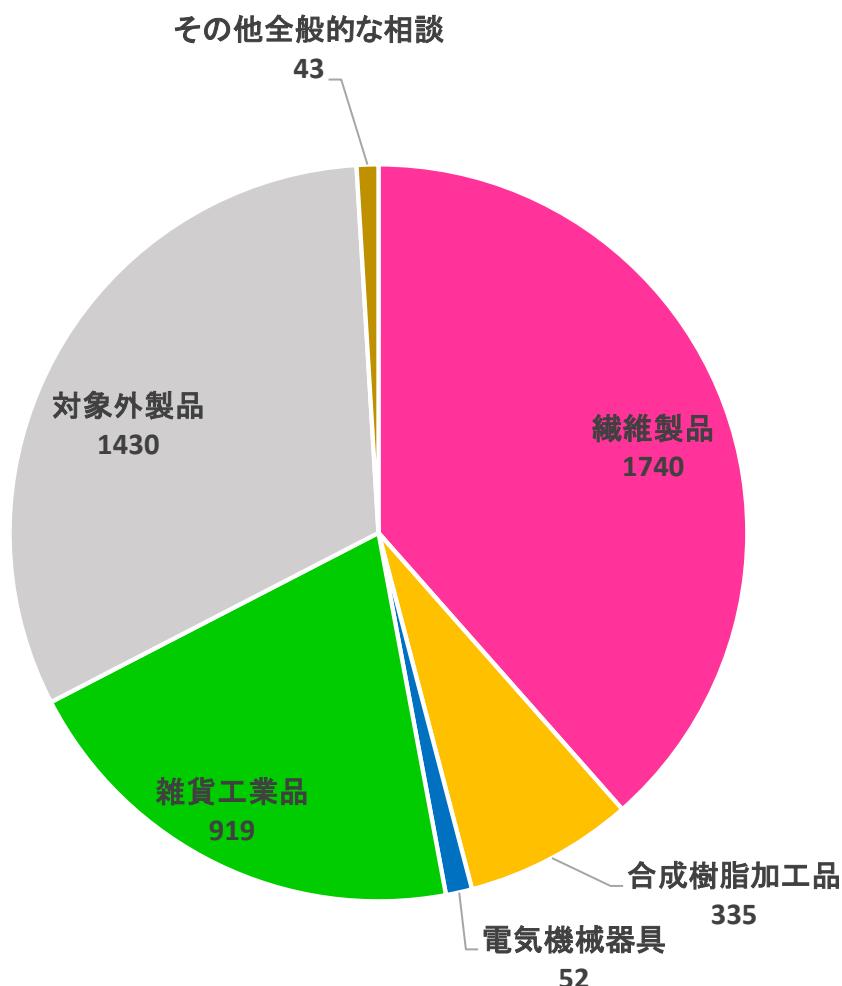
対象製品別では、繊維製品が1,740件、合成樹脂加工品が335件、電気機械器具が52件、雑貨工業品が919件であった（表5、図1参照）。

表5 図1 製品別相談件数一覧（単位：件）

相談計	対象製品	対象外製品	その他全般的な相談
4,519	3,046	1,430	43

（対象製品の内訳）

繊維製品	合成樹脂加工品	電気機械器具	雑貨工業品
1,740	335	52	919



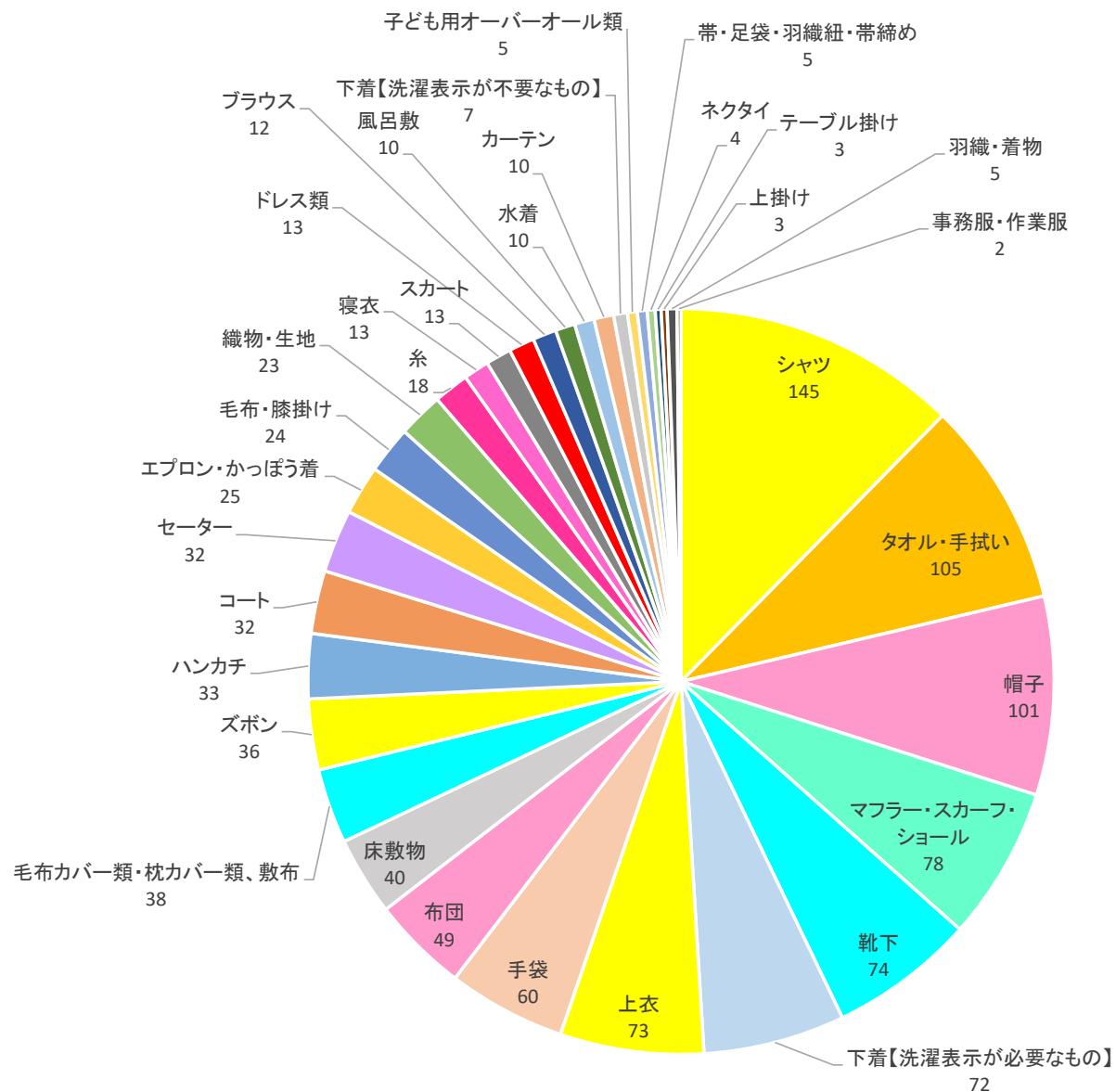
対象製品別の相談状況は、以下のとおりである。また、寄せられた相談、回答について、内容の一部を編集した上で掲載している。

(1) 繊維製品 (1,740件)

相談件数が多かった品目は、シャツ(145件)、タオル及び手拭い(105件)、帽子(101件)、マフラー、スカーフ及びショール(78件)、靴下(74件)、洗濯表示が必要な下着(72件)等であった(図2参照)。

図2 繊維製品の品目別相談内訳 (単位:件)

※繊維製品に関するその他(品目不明・全般)の相談567件を除く



繊維製品についての主な相談及び回答内容は以下のとおりである。

	相談	回答
洗濯表示 (洗濯記号)	洗濯記号はすべて表示しないといけませんか。	洗濯記号は事業者の判断と責任で省略することができます。5つの基本記号のいずれかが記載されていないときは、その記号が意味しているすべての処理をすることができます。
	輸入した衣料品に表示された洗濯記号が、JIS 規格に定められた記号と異なっている場合、このまま販売しても問題ありませんか。	日本国内で衣料品を販売する場合、JIS L0001 に規定された洗濯記号を表示することになっていることから、販売する際には輸入した衣料品の表示を訂正する必要があります。
洗濯表示 (取付方法)	ストール、マフラーの洗濯表示がシールでもいい場合とはどのような場合ですか。	縫付け等を行うと損壊のおそれがある繊細な製品の場合です。
	リバーシブル（両面使用）の帽子はどのように表示を取り付けたらよいでしょうか。	両面使用の帽子は縫い付けによらず、シール等のラベルやシール等の貼付け又は下げ札によることができます。
	表示は縫い付けが必要なのでしょうか。	洗濯表示は本体から容易に離れない方法、また、組成表示は見やすい箇所に見やすいうように表示する必要があり、洗濯表示と組成表示を分けた場合はそれぞれに表示者名と連絡先を付記する必要があります。
組成表示 (分離表示)	コートの本体はポリエステル、コットンの混紡、パイピング部分はコットン 100%、裏地はありません。どのように表示したらよいですか。	部位をわかりやすく示し、それぞれの部位を 100% として、各部ごとの組成を分離して表示します。
	表地、裏地、詰め物すべてがポリエステルのベストについて、「表地 ポリエステル 100%」のみの表示で問題はないでしょうか。 裏地、詰め物についても表示することが必要ですか。	分離表示又は全体表示のいずれの方法でも表示することができます。 表地だけを表示している状態は適切ではないことから、裏地、詰め物についても表示する必要があります。
組成表示 (混用率)	組成繊維中混用率 83% のものがある場合、これを 85%、又は 80% と表示することは可能でしょうか。	混用率を表示する際の許容範囲として数値が 5 の整数倍の場合、許容範囲は ±5% 以内と規定されています。

	相談	回答
	繊維製品の混用率について確認したい。混用率は大きいものから表示をすることになっていますか。	特殊な表示（列記表示、裏生地の表示）では混用率の大きいものからの表示と決められていますが、それ以外の場合、混用率の表示の順番は特に規定されていません。
指定用語	<p>セーターの混用率について、「カシミヤ 5%、ウール 30%」の場合、「毛 35%」と表示できるでしょうか。</p> <p>輸入した衣料品に「100% 綿 有機栽培綿」と日本語表記されたものがあるが、このまま販売しても問題ないでしょうか。</p>	<p>カシミヤ、ウール、毛も指定用語であるため、「カシミヤ 5% ウール 30%」又は「毛 35%」と表示します。</p> <p>有機栽培綿は指定用語ではないため、例えば、「綿 100%」と規定されている表示をした上で、段を下げて上段の文字よりポイントを小さくするなど、括弧書きにて（有機栽培綿）と任意に表示することができます。</p>
	<p>輸入したブラウス等の衣類を販売予定しているところ、「ポリアミド」はどのように表示すればよいでしょうか。</p> <p>ダウンジャケットの詰物の表示について、「ダウン〇〇%、ダウンファイバー〇〇%、フェザー〇〇%、スマールフェザー〇〇%」と表示されている。</p> <p>ダウンファイバー、スマールフェザーと表示することは可能ですか。</p>	<p>ポリアミドは、芳香族ポリアミドであれば、「アラミド」、脂肪族ポリアミドであれば「ナイロン」と表示することができます。検査機関等で組成を確認した上で適正に表示する必要があります。</p> <p>羽毛は「ダウン」、「フェザー」又は「その他の羽毛」が指定用語とされています。</p> <p>ダウン以外は「フェザー」又は「その他の羽毛」と表示します。</p>
	竹を原料とした繊維を用いて、婦人服を作りたい。繊維の名称は何と表示したらよいでしょうか。	ビスコース法により製造されたものは、「レーヨン」と表示し、ビスコース法ではなく、竹を割って砕くなどして、元の繊維をほぐして製造されたものは、「植物繊維（竹）」などと表示します。いずれの製法で作られたかを確認した上で適正に表示する必要があります。

(2) 合成樹脂加工品（335件）

相談件数が多かった品目は、食事用、食卓用又は台所用の器具（192件）、ポリ袋（39件）であった。食事用、食卓用又は台所用の器具の内訳としては、皿等（92件）、食事用の器具等（58件）、台所用容器等（42件）であった。

合成樹脂加工品についての主な相談及び回答内容は、以下のとおりである。

	相談	回答
原料に関する相談	水筒の原料樹脂の種類を示す用語として「飽和ポリエステル樹脂」と表示してきたが、施行規則の改正により飽和ポリエステル樹脂の用語を削除したと聞いた。その場合、どのような名称が適切なのでしょうか。	平成29年改正により、原料樹脂の種類を示す用語に「ポリエチレンテレフタレート」及びその略称である「PET」を追加し、その上位概念である「飽和ポリエステル樹脂」を削除しました。ポリエチレンテレフタレート以外の「飽和ポリエステル」の表示については、従前のとおり「飽和ポリエステル樹脂」と表示することができます。
	ABS樹脂製のおろし器の一部に「熱可塑性エラストマー」を使用していますが、どのように表示したらよいでしょうか。	原料樹脂の種類を示す用語「ABS樹脂」の後に、「熱可塑性エラストマー」と表示します。
	ポリエチレンの袋で、原料として高密度ポリエチレンを使用している場合、「高密度ポリエチレン」と表示することは可能ですか。	原料として使用する合成樹脂の種類は指定用語で表示をすることから、「ポリエチレン」と表示します。
寸法に関する相談	マチ付きポリ袋のマチの部分の寸法表示はどのように表示したらよいでしょうか。	規定されているポリ袋の寸法表示は、縦及び横の長さ並びにフィルムの厚さとなっています。マチ部分の表示は任意に表示することができます。
	ポリエチレン袋の寸法で「誤差の許容範囲は、縦の長さは表示値の+4%以内、-0%」とあるが、+4%をどうしても超えてしまう場合は「約」をつけて表示できるでしょうか。	「約」は認められないため、規定されている許容範囲で表示が必要です。
	合成樹脂製の商品で、折り畳むとまな板になり、広げると洗い桶になるまな板の寸法表示をどのようにすればよいでしょうか。	まな板として使用するときの寸法を表示することとなります。

(3) 電気機械器具（52件）

相談件数が多かった品目は、電気かみそり（7件）、ジャー炊飯器（7件）、冷蔵庫（5件）、電気ミキサー類（4件）、テレビ（4件）、エアコン（4件）であった。

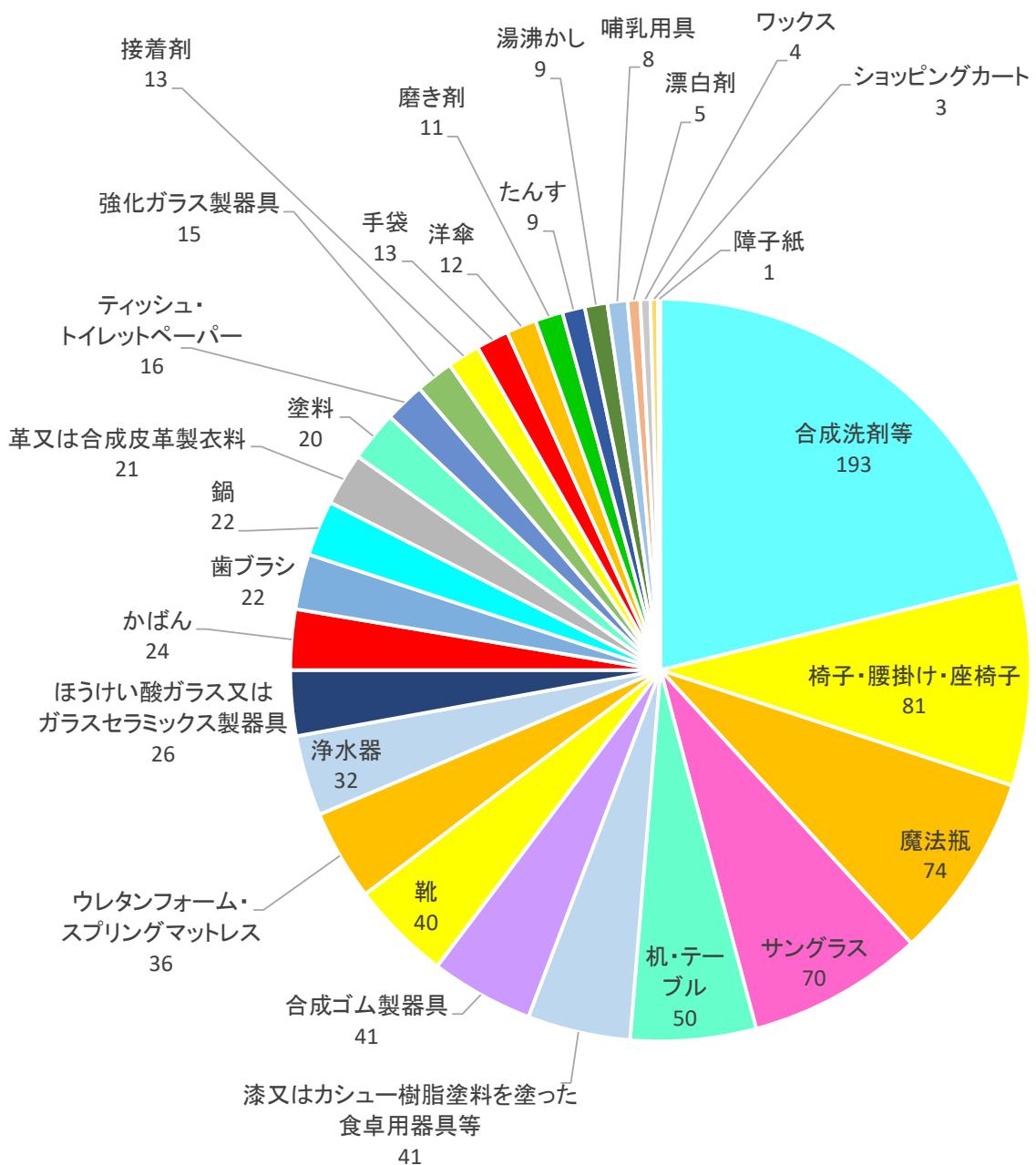
電気機械器具についての主な相談及び回答内容は、以下のとおりである。

品目	相談	回答
電気かみそり	電気かみそりのヘッドが、電気かみそり、鼻毛カッター、ボディトリマーの3種類あり、電気かみそりは家表法の定義に該当しますが、その他は定義に該当しません。電気かみそりの表示が必要でしょうか。	電気機械器具に該当するので、規定のとおり表示が必要となります。
	眉毛やもみあげをカットするフェイスシェーバー（乾電池式）は家表法の対象ですか。	「固定した外刃と、回転又は往復振動する内刃とが一組となっていて、外刃の溝や穴に入った毛を刈り取るようになっているもの」を電気かみそりと定義しているため、これに該当すれば家表法の対象となります。
電気ミキサー類	電気ジューサーの使用上の注意は、包装箱ではなく、本体に表示しなければいけないのでしょうか。	使用上の注意は商品本体又は取扱い説明書の消費者が見やすい箇所に表示することが必要となります。

(4) 雑貨工業品（919件）

相談件数が多かった品目は、合成洗剤並びに洗濯用又は台所用の石けん及び住宅用又は家具用の洗浄剤（以下「合成洗剤等」という。）（193件）、椅子類（81件）、魔法瓶（74件）、サングラス（70件）、机及びテーブル（50件）、漆器等の食事用器具（41件）、合成ゴム（41件）であった（図3参照）。

図3 雑貨工業品の品目別相談内訳 （単位：件）
※その他（品目不明・全般）の相談7件を除く



雑貨工業品について、主な対象品の相談内容は、以下のとおりであった。

品目	相談	回答
合成洗剤	品名を「エコロジー洗濯用合成洗剤」としてもいいですか。	家表法の品名は商品名ではないため、規定のとおり、洗濯用の場合、品名は「洗濯用合成洗剤」と表示する必要があります。
	靴クリーナーには家表法の表示が必要ですか。	当該靴クリーナーの主たる洗浄成分が界面活性剤の作用で汚れを落とすものであれば「合成洗剤」の表示が必要となります。
椅子類	段ボール製の椅子の表示を確認したいのですが、どのように表示したらようでしょうか。	座面のあるものは対象となり、規定のとおりの表示が必要ですが、表面加工、張り材、クッション材がない場合は、表示を省略することができます。
	収納ボックスだが、椅子としても使用できるものは対象ですか。	座面のあるものは対象です。
魔法瓶	説明書を箱に同梱するだけでも表示したことになりますか。	表示は魔法瓶ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく表示することになっています。 使用上の注意については、本体から容易に離れない方法(下げ札、ラベル、取扱説明書の貼付け等)にて表示することとなっています。
	携帯用魔法瓶の保温効力は6時間だけを表示するのか。12時間も併せて表示することは可能ですか。	規定されている魔法瓶の保温効力は6時間を表示することになっていますが、複数の時点について任意に保温効力を表示することができます。
サングラス	ファッション用グラスに該当する品目の表示を知りたい。可視光線透過率と紫外線透過率の表示は義務表示ですか。	可視光線透過率と紫外線透過率は義務表示であり、サングラスの品目の表示項目はすべて表示する必要があります。
	花粉対策用の眼鏡は対象ですか。	太陽光をカットする機能を有し、目を保護するためのものは対象となります。

品目	相談	回答
机及びテーブル	折り畳み式の椅子とテーブルの外形寸法について、ともに本体を収容できる最小の直方体とのことだが、使用時の状態と考えてよいでしょうか。	折り畳み式の椅子やテーブルについては、通常使用できる状態を収容することが可能な最小の直方体の寸法を表示することが必要です。 折りたたみ時の寸法を表示したい場合は、表示することができます。
	ダイニングテーブルの甲板が二層になっているが、下層は天然木化粧繊維板で、その上にはセラミックの厚さ 3.5mm の板がある。表面材はセラミック部分のみを表示すればよいでしょうか。	甲板の表面に使用した材料を表示するため、表示の対象は上層のセラミックの部分となります。表面材が表に無い場合は、甲板の表面に使用した材料の名称を示す用語を用いて適正に表示する必要があります。
漆又はカシュー樹脂塗料を塗った食卓用器具等	素地の種類が天然木で、表面に漆塗装を施しているが、裏面のロゴ部分のみウレタン塗装をしている場合は、品名を「漆器」と表示することはできないのでしょうか。	表面の塗装に天然の漆と、それ以外の塗料を使用した場合は、「漆器」と表示することができないため、「合成漆器」と表示する等、その品名を示す用語を用いて適正に表示します。 また、素地が天然木であって表面にクリアラッカー等を塗った木地の見える特殊容器の場合は、「木製容器」等の一般的な名称で表示することができます。

(5) その他家表法の全般的な相談（43件）

その他家表法の全般的な相談については、付記事項に関する相談が多く、事業者名称、住所又は電話番号の表示方法についての問合せが多くあった。近年のデジタル化の進展に伴い、問合せ先をメールアドレス、ホームページ URL、QR コード等で表示することについての相談もあった。

	相談	回答
付記事項に関する相談	個人事業者の表示者名は税務署へ開業届をしてある屋号でもいいでしょうか。	個人事業者は戸籍上の本名又は法務局で登記した商号で表示します。
	個人事業者の場合、表示した者の氏名はどのように表示すればよいでしょうか。	個人であればその氏名（フルネーム）で表示し、当該個人が商号を登記している場合はその商号を表示することができます。
	電話番号は 050 から始まる番号でもいいでしょうか。	固定電話であれば 050 も使用することができます。
	表示者の社名変更や住所、電話番号が変わる場合、旧社名、旧連絡先の付いた商品はどうしたらいいですか。	郵便の転送、電話の転送を行い、できるだけ早急に表示が切り替わるようにします。一時的な対応として、購入者に訂正紙を渡す、店頭、ＨＰ等で告知するなどの措置を講じることができます。
	住所や電話番号の代わりにメールアドレスやホームページのリンク、QR コードを貼ることは可能ですか。	付記事項として表示者の名前又は名称及び住所又は電話番号を表示する必要があります。メールアドレスやホームページの URL などのリンクでの対応は認められていません。
	表示者連絡先をメールアドレスにてもいいですか。	住所又は電話番号のいずれかを表示した上で、任意にメールアドレスを表示することができます。
	製造業者、販売業者、表示業者のどちらが表示者となるべきでしょうか。	消費者からの問い合わせやクレーム、行政機関からの問い合わせ等に適切に対応できる者が表示者となることから、いずれかが表示者となるかについては当事者で決める必要があります。

	相談	回答
法全般に関する相談	消費者が個人で海外の事業者から商品を輸入する場合、当該海外の事業者は、家表法第2条第2項に定める「製造業者」、「販売業者」、「表示業者」に該当しますか。	個人で使用する目的で海外の販売業者から直接購入（個人輸入）する場合は、家表法の対象外となります。
	家表法の使用上の注意について、書き方に決まりはあるのか。	製品の品質に応じて適切に表示します。
その他	消費者庁のホームページに掲載されている洗濯表示のポスターを印刷して使用してもよいですか。	消費者庁ホームページの利用規約を確認していただいた上で使用することができます。
	卸売時点で表示がなくても、一般消費者に販売時点で家表法の表示があればよいか。	一般消費者に販売する時点で表示されていることが必要です。

(6) 対象外品目 (1,430件)

家表法は、繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品を対象品目としており、その範囲は広範囲かつ多岐にわたることから、令和4年度においても、表示項目に関する相談はもとより、本法の適用があるか否かを問う、いわゆる該否判定を求める相談が多く寄せられた。

相談	回答
【布製のトートバッグ】 布製のトートバッグは家表法の対象ですか。	繊維製品であっても対象外となります。
【電動歯ブラシ】 電動歯ブラシは家表法の対象ですか。	雑貨工業品では歯ブラシは対象となっていますが、電気機械器具において、電動歯ブラシは対象外となります。
【マスク（不織布を含む）】 ティッシュペーパーなどは対象となっていますが、マスクは対象ですか。	マスクは繊維製品、雑貨工業品のいずれにおいても対象外となります。
【ヨガマット】 合成ゴム製のスポーツ用のマット類（ヨガマット）は対象となりますか。	繊維製品の「床敷物」は対象となります。合成樹脂加工品や雑貨工業品で合成ゴム製品の一部が対象となっていますが、マット類は対象外となります。

(参考)令和3年度公表における対象外品目(五十音順) 公表資料より一部編集

あ行	アームウォーマー	か行	ゴム手袋	は行	不織布製の製品 (フェルト)
	アクセサリー	さ行	消毒剤 (アルコール、除菌剤等)		文房具
	圧縮袋		繊維製のバッグ		ヘアケア製品 (ヘアブラシ等)
	アロマ製品 (アロマオイル、アロマキャンドル等)	た行	テープ (両面テープ、マスキングテープ等)		ペット用品
	衣類乾燥機		陶磁器		ベビー用品 (抱っこひも、おしゃぶり、よだれ掛け等)
	LEDライト製品	な行	入浴剤		ベルト
か行	画材用品 (アクリル絵の具、色鉛筆等)		ぬいぐるみ	ま行	枕
	玩具	は行	パイルが無い繊維製のマット		マスク関連 (織布製、不織布、マスクケース)
	空調関連 (加湿器、空気清浄機、扇風機)		履物 (靴以外のサンダル、スリッパ等)		マッサージ器具
	化粧品関連 (化粧品等、化粧ポーチ)		腹巻		

※上記品目は家表法の対象品目ではないが、他法令（医薬品医療機器等法、景品表示法等）の対象となる場合がある。

4. 家表法に関する講師派遣等

令和4年度においては、関係省庁、地方自治体が主催する講習会等に計2回講師を派遣した。

5. 家表法の制度改正

令和4年度においては、令和5年1月1日付けで電気機械器具品質表示規程（平成29年消費者庁告示第6号）の一部を改正し、エアコンディショナー、換気扇の品質表示事項を変更した。

- (1)「エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成21年経済産業省告示第213号）」の区分名等が改正されたことを踏まえ、区分名の表示区分について、ユニットの形態、冷房能力、仕様の3要素で区分分けを行った。
- (2) 日本産業規格（JIS B 8615、JIS C 9612の測定方法等）について、引用している日本産業規格が明確になるように日本産業規格の年号を追記した。
- (3) 換気扇に表示すべき事項に関し、現行の建築基準法における換気量の算出及び建築設備設計基準における換気回数の算出や表示風量の単位に合わせ、風量表示について、「毎分」から「毎時」に変更した。

（参考）電気機械器具品質表示規程改正のお知らせ（2022年12月23日消費者庁ホームページ）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/law/kaisei/

以上